

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山添村長 野村 栄作

市町村名 (市町村コード)	山添村 (29322)	
地域名 (地域内農業集落名)	切幡地区 (切幡集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月18日 (第1回) 令和5年10月21日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している。
- ・農業者が高齢化している。
- ・水稻の販売価格が安く、面積を増やすほど赤字が増える。
- ・3名で集落営農組織を構成しているが組合に加入する年代が少ないので作業する人数が足りない。
- ・圃場の条件が悪い。
- ・中間管理機構に貸付したいが借受希望がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・多面的機能支払交付金を継続して活用していく。
- ・中山間直接支払交付金について協定合併や共同取組を増やすなど共同で活動できるように検討していく。
- ・小麦の試験栽培を引き続き行い、栽培ができるか検討する。
- ・酒米の作付けを増やしていけないか買取業者と検討する。
- ・山添村農業バンクを利用して地域外の農業者や農業に興味のある人を受け入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金及び中山間直接支払交付金を活用する農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
空いてくる農地について中間管理機構が借り受け可能であれば活用して集積する。 茶について地区の認定農業者へ集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
空いてくる農地について中間管理機構を活用し地区外の農業者を受け入れる。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
山添村農業バンクを活用し、地区外から農業に興味のある人を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣の侵入防止柵について設置が不十分な農地について、鳥獣被害防止対策事業の活用を検討する。
- ・多面的機能支払交付金を活用して集落全体で保全・管理を進める。
- ・現在、試し植えている酒米・小麦について栽培できないか引き続き検討を続ける。